

やまぐち子ども・若者プラン

平成25年11月
山 口 県

はじめに

本県の未来を担う子ども・若者が、たくましく心豊かに成長することは、県民全体の願いです。

しかしながら、少子化・核家族化の進展や情報化の更なる進展、厳しい雇用情勢など、子ども・若者を取り巻く環境は急激に変化しています。

また、いじめや虐待、少年非行、ニート・ひきこもり、障害など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題は、多様化、深刻化しています。

こうした中、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同法に基づく大綱「子ども・若者ビジョン」により、子ども・若者育成支援施策に関する国の新たな基本方針が示されたところです。

本県においては、平成12年に「やまぐち青少年プラン」を策定し、青少年の健全育成の諸施策を推進しているところですが、近年の社会経済情勢の変化や国の動向を踏まえ、このたび、「やまぐち子ども・若者プラン」を策定いたしました。

本計画では、「子ども・若者の健全な成長への支援」、「困難を有する子ども・若者及びその家族への支援」、「子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり」の3つの基本目標のもと、今後の本県における子ども・若者育成支援施策を推進することとしております。

私は、この計画に基づき、市町、家庭、学校、地域や民間団体など様々な立場の方々と連携を図りながら、子ども・若者の健全育成に向けた諸施策を着実に推進し、「輝く、夢あふれる山口県」の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました山口県青少年問題協議会委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの方に心よりお礼申し上げます。

平成25年11月

山口県知事 山本繁太郎



<目次>

第1章 やまぐち子ども・若者プランの策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の位置付けと役割…………… 1
- 3 計画の期間…………… 1
- 4 計画の対象…………… 1
- 5 基本理念・基本目標…………… 2
- 6 具体的な施策展開…………… 3

第2章 子ども・若者を取り巻く社会環境の変化等

- 1 子ども・若者を取り巻く社会環境の変化…………… 4
- 2 子ども・若者の現状…………… 7

第3章 具体的施策の推進

- 1 子ども・若者の健全な成長への支援……………12
 - (1) 子ども・若者の自己形成等への支援……………12
 - (2) 子ども・若者の社会参加、就労等への支援……………18
- 2 困難を有する子ども・若者及びその家族への支援……………20
 - (1) 困難な状況ごとの取組……………20
 - (2) 子ども・若者の被害防止・保護、非行防止等……………25
- 3 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり……………28
 - (1) 家庭、地域の教育力の向上……………28
 - (2) 社会環境の整備……………29

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制……………32
 - (1) 関係機関との連携……………32
 - (2) 庁内の推進体制……………32
- 2 計画の点検・評価……………32
- 3 目標一覧……………33

第1章 やまぐち子ども・若者プランの策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成12年に策定した「やまぐち青少年プラン」に基づき、青少年健全育成施策を推進してきたところですが、少子化・核家族化の進展、雇用環境の変化等、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、平成22年4月には、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進を目的とする「子ども・若者育成支援推進法」が施行されたところです。

こうしたことから、今後の本県の子ども・若者育成支援施策を推進するための基本指針として、「やまぐち子ども・若者プラン」を策定するものです。

2 計画の位置付けと役割

本計画は「子ども・若者育成支援推進法」第9条の規定に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけます。

また、「やまぐち子どもきららプラン21」等の子ども・若者を対象とした他の計画を踏まえて策定するものであり、子ども・若者の健全育成の取組を社会全体で推進するための指針とします。

3 計画の期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画では、対象者を「0歳から概ね30歳未満までの者」とします。ただし、就労支援等の施策によっては、概ね40歳未満の者も対象とします。

※本計画における用語の使い方

「子ども・若者」等のとらえ方は、法令等により様々であることから、本計画においては、次のように用語を使用しています。

「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期の者

「若者」：思春期、青年期の者

就労支援等の施策によっては、概ね40歳未満の者も含む

「青少年」：0歳から概ね30歳未満までの者

「少年」：20歳未満の者

「児童」：18歳未満の者

「児童生徒」：児童は小学生、生徒は中学生・高校生

「乳幼児」：義務教育年齢に達するまでの者

0歳	6歳	12歳	18歳	30歳	40歳
乳幼児期 (義務教育年齢に達するまで)	学童期 (小学生)	思春期 (中学生から概ね18歳まで)	青年期 (概ね18歳から概ね30歳未満)	(施策によっては対象となる年代)	

5 基本理念・基本目標

(1) 基本理念

本県の未来を担う子ども・若者が、たくましく心豊かに成長することは、県民全体の願いです。

すべての子ども・若者が、自立し、安定した社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を社会全体で実施していきます。

(2) 基本目標

① 子ども・若者の健全な成長への支援

子ども・若者が自己を形成し、確立できるよう、基本的な生活習慣の形成や学力、体力向上の取組等を推進します。

また、子ども・若者が社会的・職業的に自立できるよう支援を行います。

② 困難を有する子ども・若者及びその家族への支援

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、その困難を乗り越えて成長していけるよう、関係機関の連携を強化し、きめ細かな支援を行います。

③ 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

子ども・若者が健全に成長することができるよう、家庭、地域、学校と連携を強化し、社会全体で子ども・若者の成長を支える環境づくりを進めます。

6 具体的な施策展開

1 子ども・若者の健全な成長への支援

(1) 子ども・若者の自己形成等への支援

- ア 基本的な生活習慣の形成と規範意識の育成
- イ 確かな学力の育成
- ウ 多様な体験活動・交流機会の提供
- エ 文化・スポーツに親しむ機会の確保
- オ 健康の保持・増進

(2) 子ども・若者の社会参加、就労等への支援

- ア 社会的・職業的自立へ向けた支援
- イ 若者への就労支援

2 困難を有する子ども・若者及びその家族への支援

(1) 困難な状況ごとの取組

- ア ニート、ひきこもりの子ども・若者等への支援
- イ 暴力行為、いじめ、不登校等学校における諸問題への対応
- ウ 障害等困難を有する子ども・若者等への支援
- エ 相談・支援体制の充実

(2) 子ども・若者の被害防止・保護、非行防止等

- ア 児童虐待等の防止
- イ 非行防止・立ち直り等支援、犯罪被害防止

3 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

(1) 家庭、地域の教育力の向上

- ア 家庭の教育力の向上
- イ 地域の教育力の向上

(2) 社会環境の整備

- ア 有害環境の浄化
- イ 地域の安心・安全の推進

第2章 子ども・若者を取り巻く社会環境の変化等

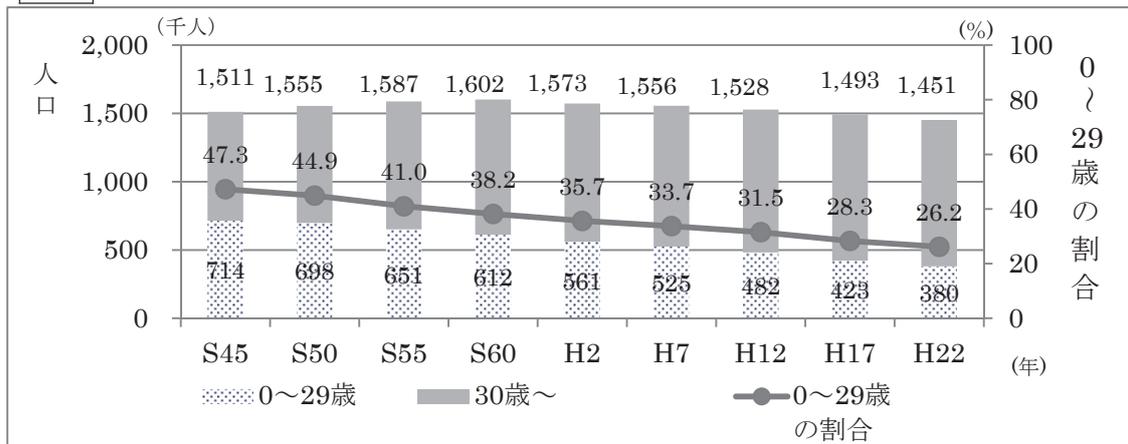
1 子ども・若者を取り巻く社会環境の変化

(1) 少子化、核家族化の進展等

- 全国的に少子化が進行する中、本県においても同様に、出生数の減少、合計特殊出生率(※)の低下など、少子化が進んでいます。
- 本県の出生数は、昭和50年の23,956人から平成24年には10,797人へと半減し、合計特殊出生率は昭和50年の1.92から平成24年には1.52へと低下しました。これに伴い、30歳未満の人口の県人口全体に占める割合も、昭和50年の44.9%から平成22年には26.2%まで低下しており、今後、更に低下していくと予測されています。
- また、18歳未満の未婚の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合は、平成24年は78.6%と前年より低下したものの、長期的にみると増加傾向にあります。

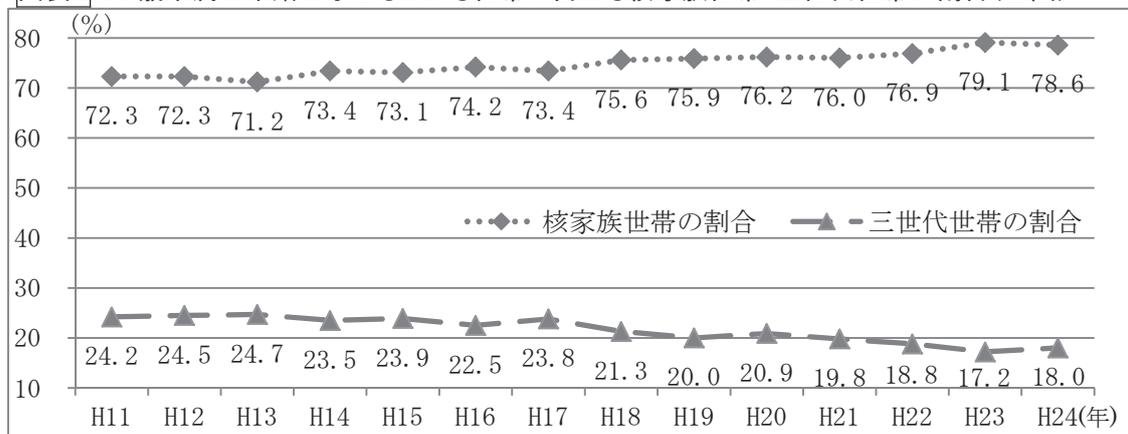
※合計特殊出生率…1年間における15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均の子どもの数に相当するもの

図表1 30歳未満の人口の推移(山口県)



(総務省「国勢調査」)

図表2 18歳未満の未婚の子どもがいる世帯に占める核家族世帯・三世帯世帯の割合(全国)

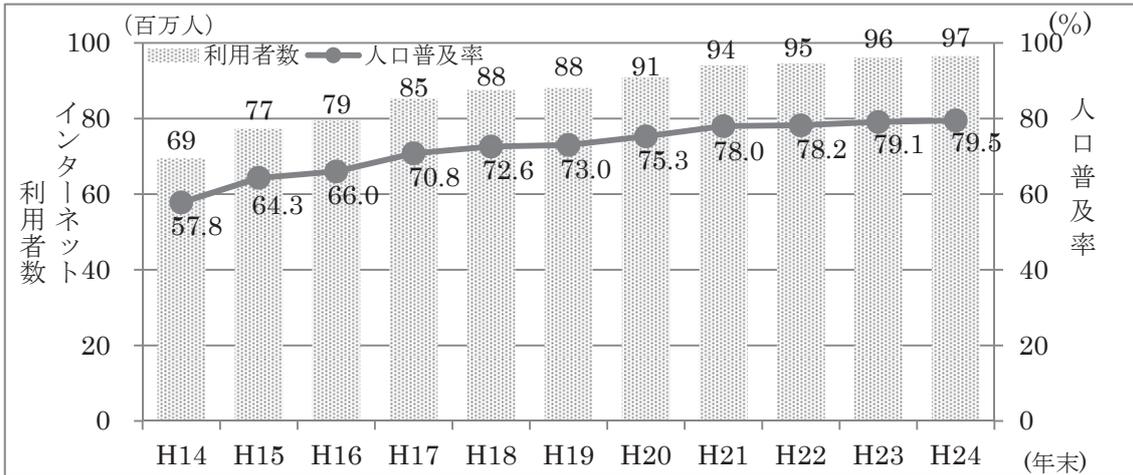


(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(2) 情報化の更なる進展

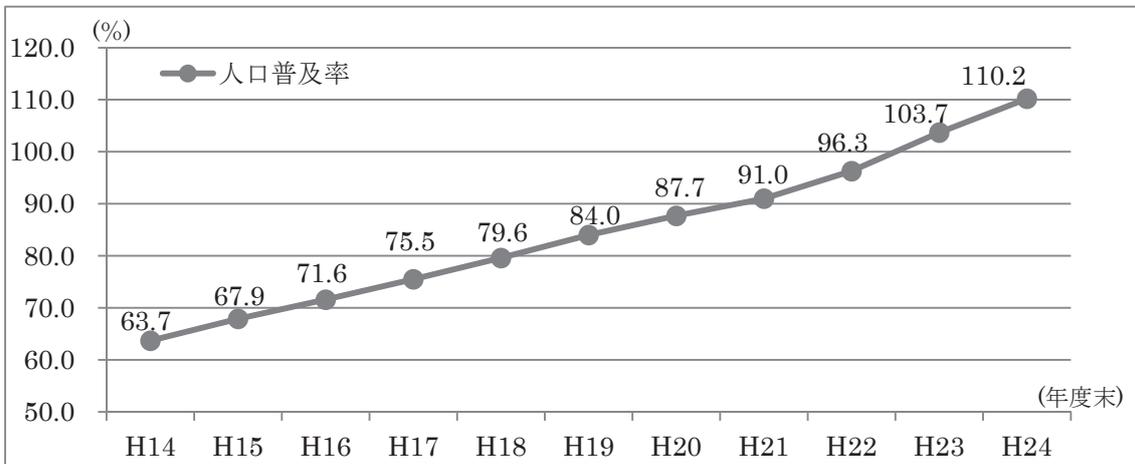
- ・ インターネットや携帯電話等の人口普及率は増加を続け、平成 24 年の普及率はインターネットが 79.5%、携帯電話等が 110.2%となっています。
- ・ こうした状況を背景に、出会い系サイト等の利用に起因する児童買春等、少年の福祉を害する犯罪の発生が全国的に問題となっています。

【図表3】 インターネット利用者数・人口普及率(全国)



(総務省「通信利用動向調査」)

【図表4】 携帯電話等人口普及率(全国)

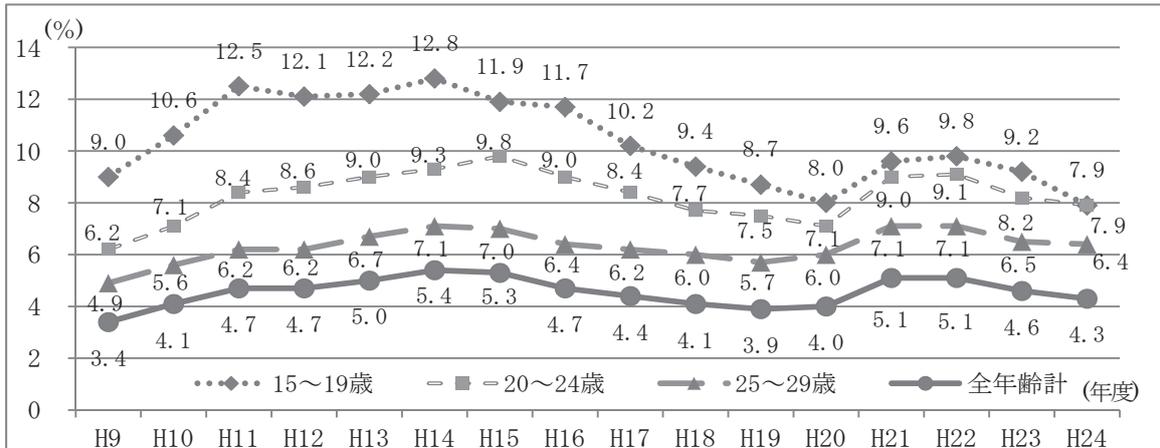


(総務省「電気通信加入契約数等の状況」)

(3) 雇用環境の大きな変化

- ・ 全国の若者の失業率は、全年齢の計と比べ常に高い状況となっています。

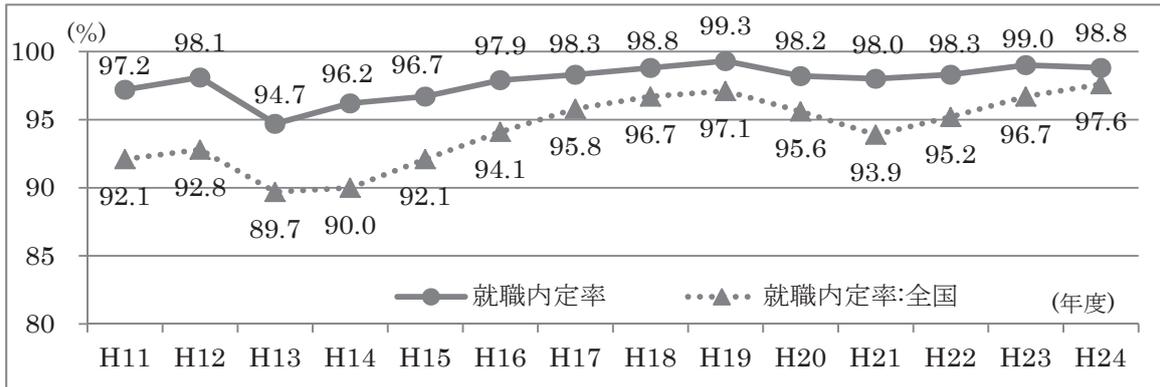
図表5 完全失業率(全国)



(総務省「労働力調査」)

- ・ 県内高等学校新卒者の就職内定率は、全国平均より高い状況で推移し、平成 25 年 3 月は 98.8%となっています。

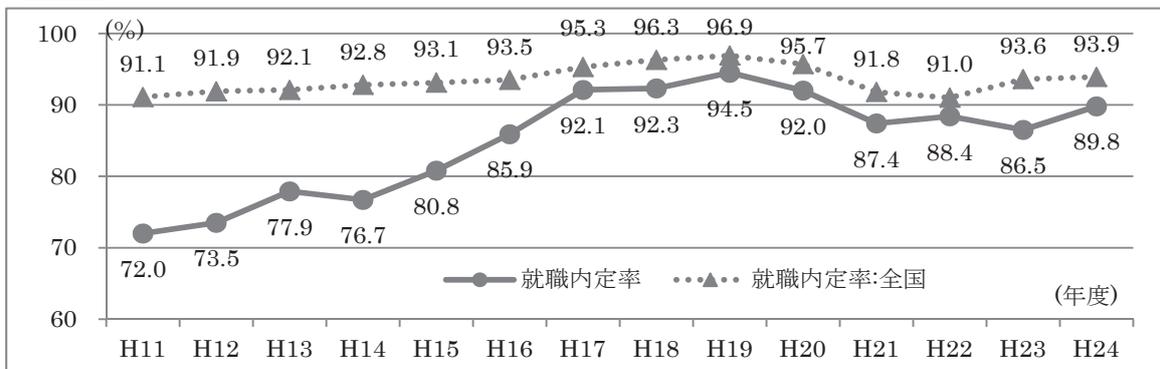
図表6 高等学校新卒者就職内定率(全国、山口県)



(厚生労働省、山口労働局)

- ・ 県内大学新卒者の就職内定率は、平成 22 年 3 月から 90%を割り込んでいますが、平成 25 年 3 月は前年同期を 3.3 ポイント上回り 89.8%となっています。

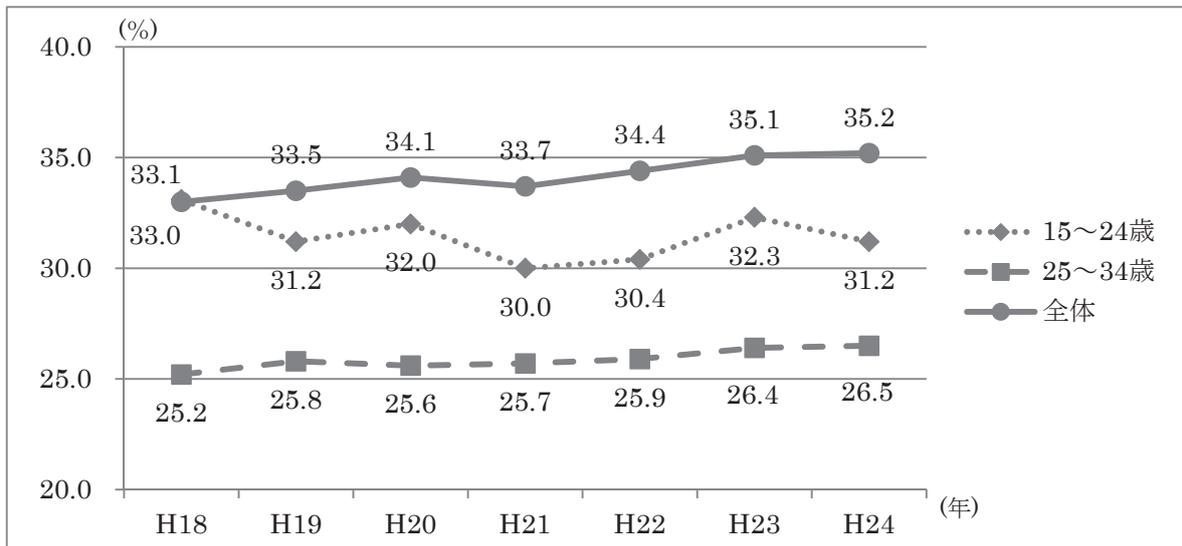
図表7 大学新卒者就職内定率(全国、山口県)



(厚生労働省、山口労働局)

- ・ 非正規の雇用者比率は、15～24歳では、平成24年は31.2%と前年より低下したものの、25～34歳と比較して5ポイント程度高くなっています。25～34歳では、平成20年から緩やかな上昇傾向が続き、平成24年は26.5%になっています。

図表8 正規の雇用者比率(全国)



(総務省「労働力調査」)

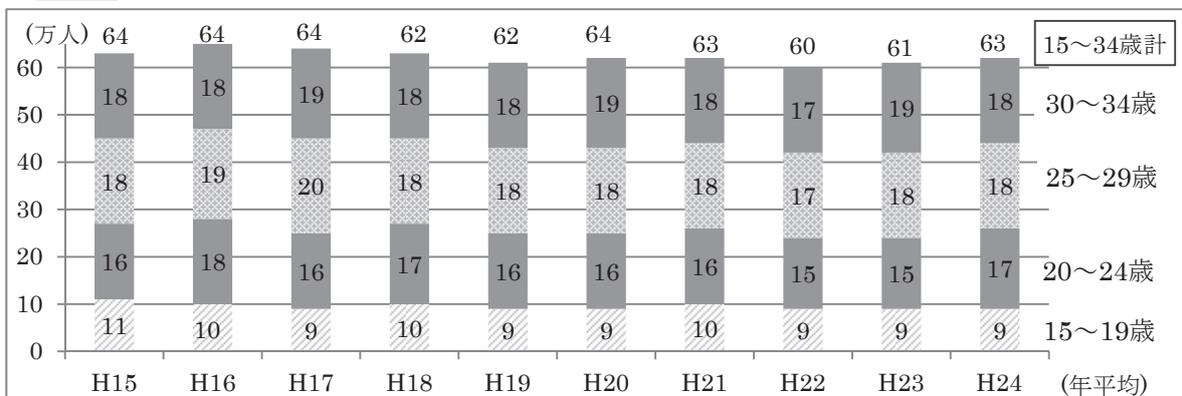
2 子ども・若者の現状

(1) 困難を有する子ども・若者の状況

ア ニート問題の状況

- ・ 若年無業者いわゆるニートの数は、平成14年に60万人を超えて以降、60万人程度で推移しています。
- ・ 平成21年2月に公表された総務省の「雇用失業統計研究会関連資料」によると、本県では6,800人となっています。

図表9 若年無業者(ニート)の状況(全国)



(総務省「労働力調査」)

※「15～19歳」、「20～24歳」、「25～29歳」、「30～34歳」の内訳は千人単位を四捨五入しているため、その合計と「15～34歳計」は一致しません。

イ ひきこもり問題の状況

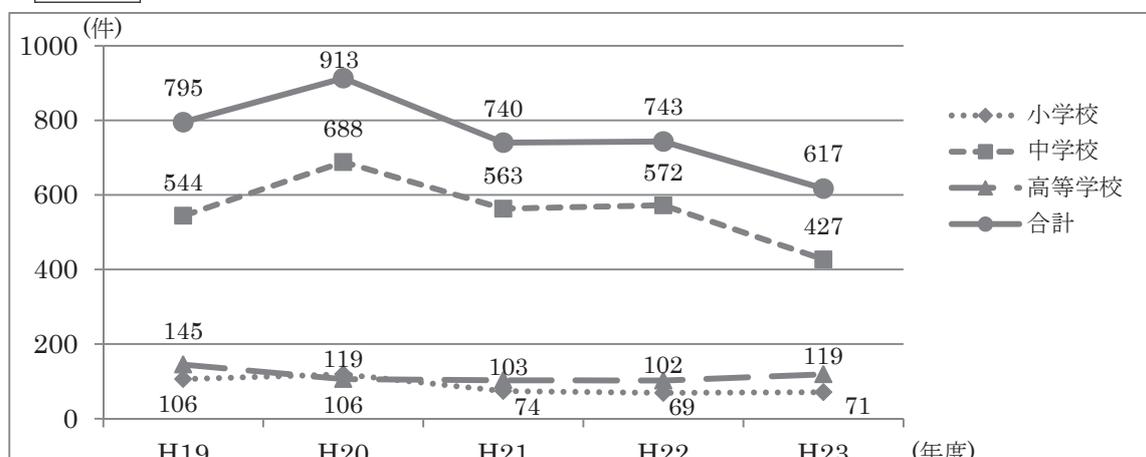
- ・ 内閣府が平成 22 年 7 月に公表した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、ひきこもり状態にある人は、全国で約 70 万人と推計されています。
- ・ 上記の調査結果から人口割で推計すると、本県では約 7 千人となります。

ウ 暴力行為、いじめ、不登校の状況

○ 暴力行為の状況

- ・ 県内の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、全体では平成 23 年度は前年度に比べ 126 件減少しています。

図表 10 暴力行為発生件数(山口県:公立・私立学校)

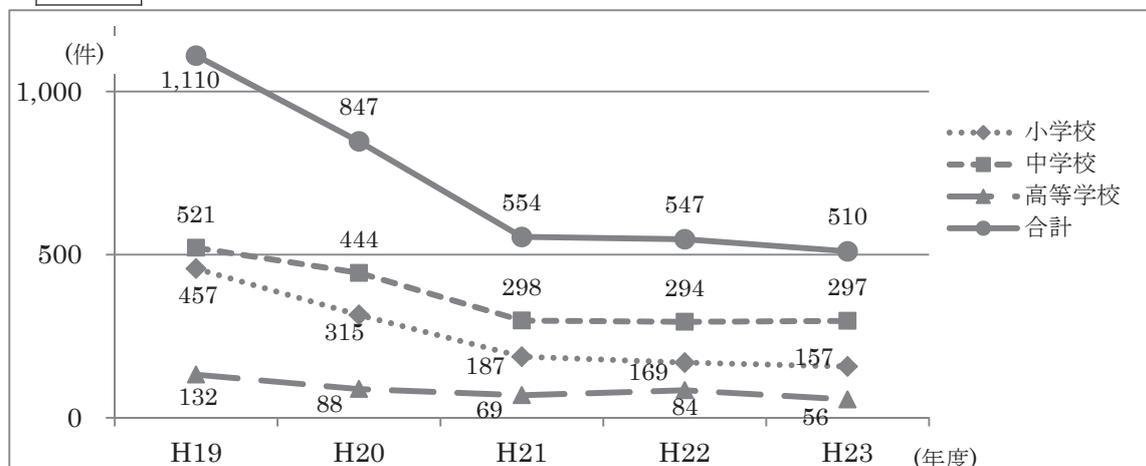


(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によりこども未来課が作成)

○ いじめの状況

- ・ 県内の小・中・高等学校におけるいじめ認知件数は、全体では平成 20 年度以降、4 年連続で減少しています。

図表 11 いじめ認知件数(山口県:国立・公立・私立学校)

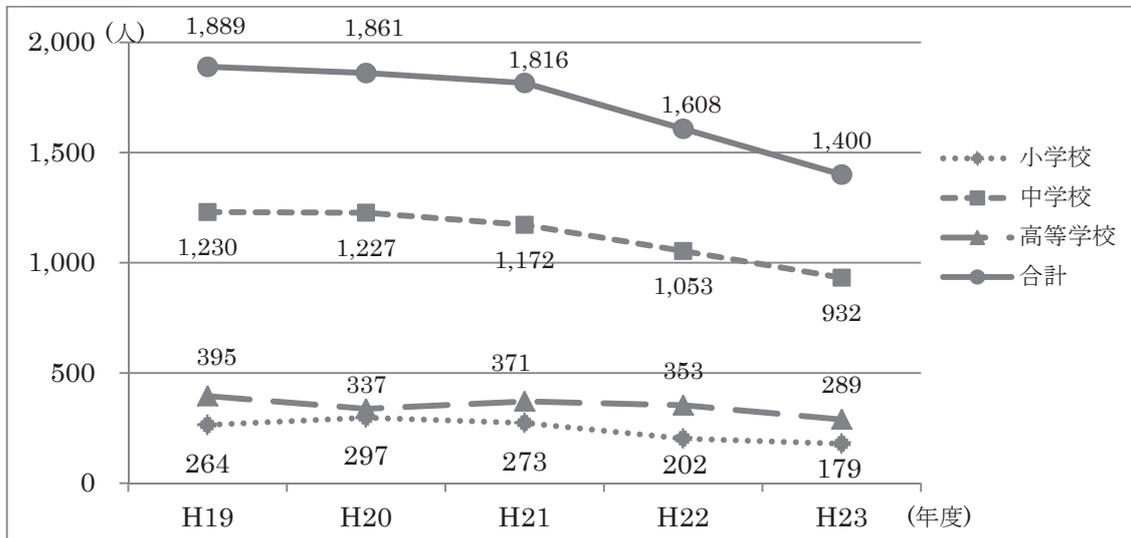


(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によりこども未来課が作成)

○ 不登校の状況

- ・ 県内の小・中・高等学校における不登校の児童生徒数は、全体では平成20年度以降、4年連続で減少しています。

【図表12】 不登校児童生徒数(山口県:国立・公立・私立学校)

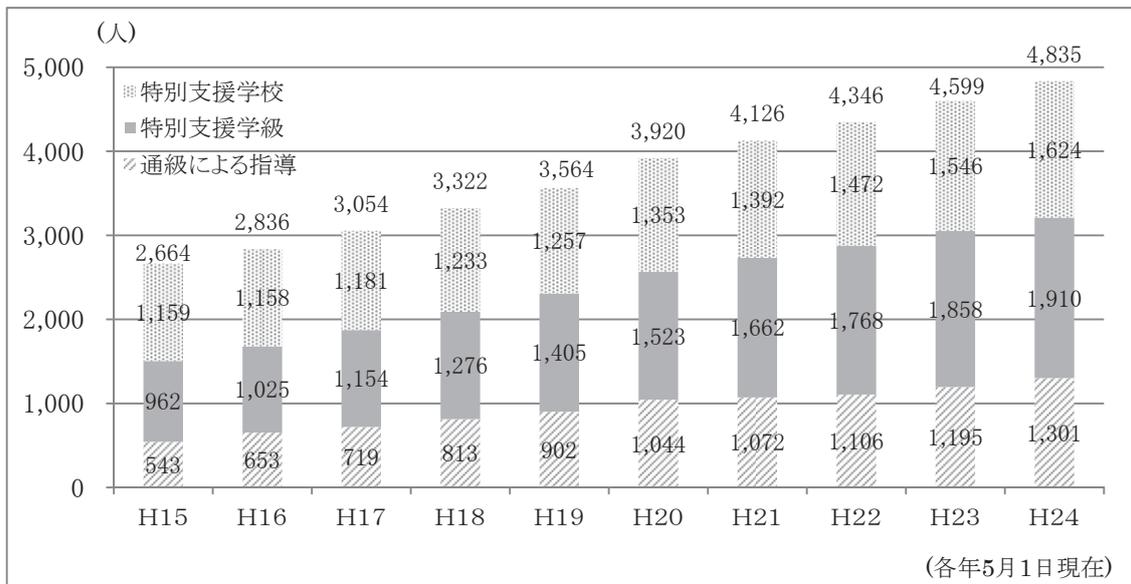


(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によりこども未来課が作成)

エ 障害のある子どもの状況

- ・ 県内の障害のある児童生徒数は、年々増加しています。

【図表13】 県立特別支援学校、小・中学校特別支援学級及び通級による指導(※)の児童生徒数(山口県)



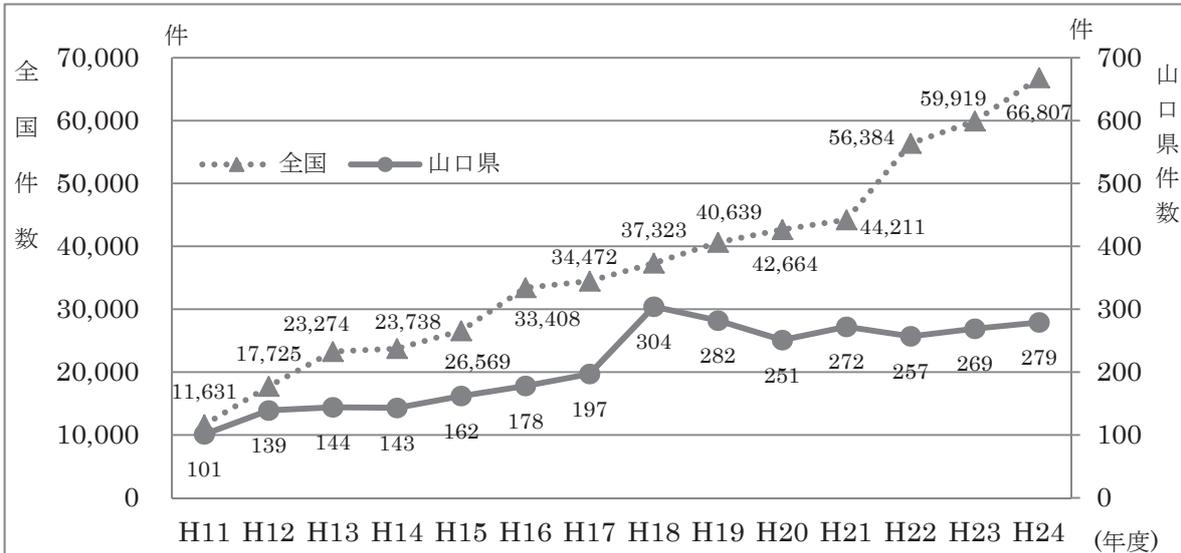
(山口県教育委員会「山口県特別支援教育資料」)

※通級による指導…小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、通常の学級で大部分の授業を受けながら、週1～8単位時間、特別な指導の場に通って、障害の状態に応じた特別な指導を受けること

オ 児童虐待の状況

- 児童相談所の児童虐待相談対応件数は、全国的には増加し続けていますが、本県においては、平成20年度以降、概ね250件から280件の範囲で推移しています。

図表14 児童虐待の相談対応件数(全国、山口県)

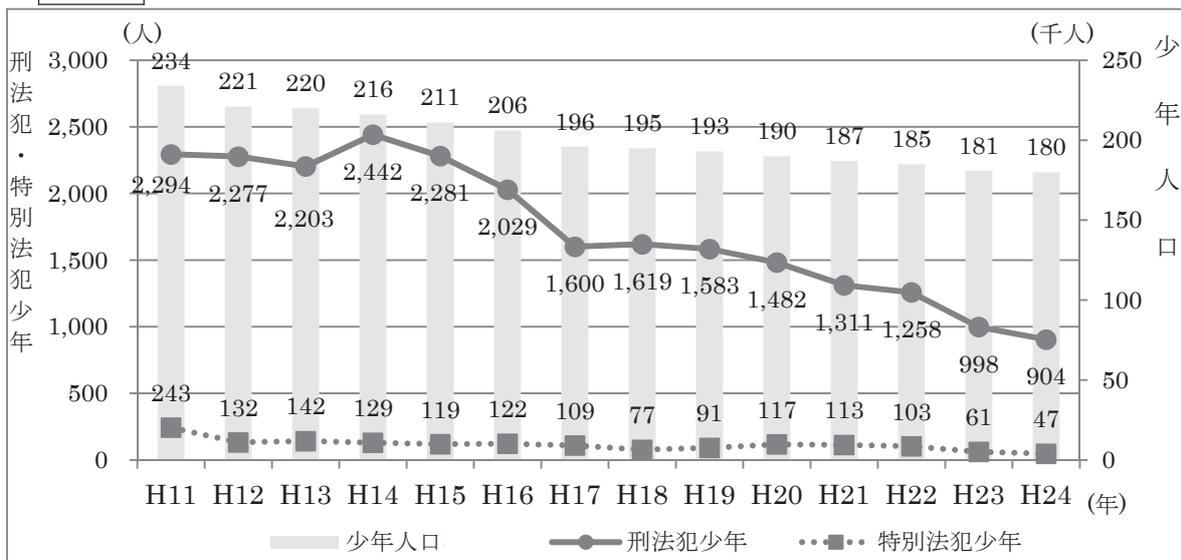


(全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議資料)
※平成24年の全国数値は速報値

カ 少年非行の状況

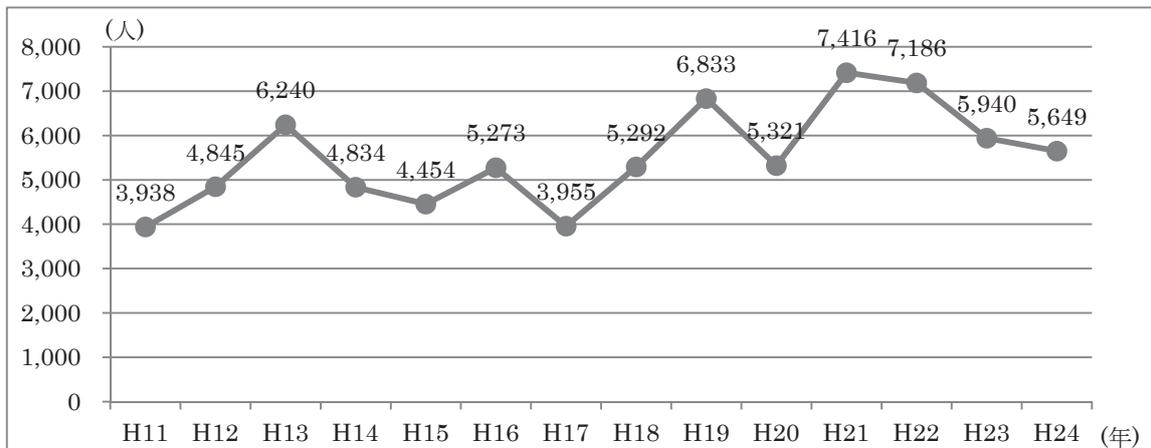
- 刑法犯少年は、平成19年以降、6年連続で減少し、また、覚せい剤取締法等特別法犯少年は、平成21年以降、4年連続で減少しています。
- 不良行為少年の補導人員は、平成22年以降、3年連続で減少しています。

図表15 刑法犯・特別法犯少年の検挙・補導人員(山口県)



(山口県警察本部)

図表16 不良行為少年の補導人員(山口県)



(山口県警察本部)

(2) 子ども・若者を取り巻く家庭・地域の状況

- 平成23年12月に「山口県社会教育委員の会議」が取りまとめた提言「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上のために」において、次のとおり指摘されています。

- 核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、子どもにどのように関わっていけばよいか分からず悩み、孤立感を募らせ、不安を抱えている保護者が増えている。
- 近年の経済状況の悪化や雇用形態の変化により、労働時間の増加や過重な労働などの問題が生ずる傾向にあり、保護者が子どもと過ごす時間十分でなくなっている。
- 地域の自治会組織への未加入や、子ども会活動への不参加など、地域とのつながりを避けようとする保護者や、行政や各種団体が行う家庭教育の支援(学習・相談機会など)が届きにくい保護者もいる。
- 子どもたちにとって、地域は、同年齢・異年齢の人たちと自由に遊び、活動できる場であると同時に、多様な人間関係を体験する場でもあるが、そうした機会が少なくなっており、子どもを取り巻く環境に閉塞感が感じられる。

第3章 具体的施策の推進

1 子ども・若者の健全な成長への支援

(1) 子ども・若者の自己形成等への支援

ア 基本的な生活習慣の形成と規範意識の育成

[現状と課題]

ライフスタイルの変化等により、不規則な食事、睡眠時間の不足など、子どもの基本的な生活習慣の乱れや体力・運動能力の低下が指摘されています。

また、近年、児童生徒の自尊感情の乏しさ、公共心や規範意識の希薄化、生命軽視の行動等が指摘されており、道徳教育の充実が求められています。

[基本的施策の方向]

○ 食事、運動、読書の一体的な取組による子どもの心とからだの元気創造の推進（「子ども元気創造プロジェクト」の推進）

- ・ 知・徳・体の「生きる力」を育み、たくましい「やまぐちっ子」を育成するため、その基盤となる子どもの生活習慣の形成・定着に向けた推進体制の整備、学校等での取組の促進及び普及・啓発等を全県的な取組として推進する「子ども元気創造プロジェクト」を展開します。
- ・ 小学生が主体性をもって生活習慣の形成・定着を図ることができるよう、「『食事、運動・遊び、読書』90日元気手帳」を活用し、記録から見える課題を学校・家庭・地域が共有することにより、社会全体で子どもの元気創造に向けた継続的な取組を推進します。
- ・ 食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の形成を図るため、学校の食育推進体制を整備するとともに、学校、家庭、地域の連携促進により、心身の成長の過程に即した継続的な食育を推進します。また、食育の推進の中核となる栄養教諭を計画的に配置するとともに、家庭における共食やアレルギー対応など新たな課題に適切に対応できるよう「食に関する指導の手引」を改訂するなど、各学校における効果的な食育の推進を図ります。
- ・ 学校給食を通じた県産食材利用拡大や、地域における農林漁業体験、郷土料理づくり等の体験・交流を通じた「山口型食生活」(※)の普及などの食育に関する取組を推進します。

※山口型食生活…地域（山口県産）の食材や、けんちょうなどの郷土料理をはじめとした山口県独自の食文化を活かした食生活のこと

- ・ 運動習慣の定着には、運動好きな子どもを育成することが重要であることから、幼児期・小学校低学年期の子どもの運動機会の確保、運動経験の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって、運動・外遊びの機会の確保を図ります。

また、「体育科・保健体育科の授業の改善・充実」、「1校1取組（授業以外での取組）の推進」、「家庭・地域との連携の促進」等の各学校の子どもの実態に応じた取組により運動機会の充実を図ります。

- ・ 子どもの読書活動推進指針となる「山口県子ども読書活動推進計画第3次計画」の策定・推進により、学校や家庭における子どもの読書活動習慣の定着や、読書好きな子どもの増加を図ります。

○ 道徳教育の充実

- ・ 「やまぐちっ子の心を育む道徳教育」プロジェクト推進校における授業改善の研究や授業改善事例についての情報を発信していくとともに、本県の取組の方向性について検証・改善を行い、道徳教育の一層の充実に向けた各学校における組織的な取組を強化します。
- ・ 「心の教育推進の手引き」の活用による教育指導の充実や、「子どもたちの規範意識を育むために」等の活用により、同一中学校区で小・中学校の生徒指導の目標等を共有し、発達段階に応じた適切な指導を継続していくなどの規範意識育成の取組を推進します。

イ 確かな学力の育成

[現状と課題]

平成25年度の「全国学力・学習状況調査」において、本県では、小・中学校ともに国語、算数・数学 A・Bの全区分において、平均正答率が全国平均を上回るなど、児童生徒の努力やこれまでの学力向上の取組の成果が表れてきています。

今後も、児童生徒の学力のさらなる向上に向け、学力状況の把握に基づいた全校体制での授業改善に向けた取組の一層の充実や、家庭学習の充実等を図っていく必要があります。

また、子どもたちの発達段階に応じ、一人ひとりが抱える様々な学習上の課題に適切に対応できるよう、きめ細かな指導体制づくりを推進する必要があります。

□ 全国の平均正答率との比較

【小6】

区分	平均正答率 (%)		
	山口県	全国	全国との比較
国語A	64.3	62.7	+1.6
国語B	50.2	49.4	+0.8
算数A	77.9	77.2	+0.7
算数B	59.9	58.4	+1.5

【中3】

区分	平均正答率 (%)		
	山口県	全国	全国との比較
国語A	77.3	76.4	+0.9
国語B	68.3	67.4	+0.9
数学A	65.5	63.7	+1.8
数学B	44.2	41.5	+2.7

(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

[基本的施策の方向]

○ 学力向上の取組

- ・ 児童生徒の一層の学力の向上をめざすため、本県独自の学習教材「やまぐち学習支援プログラム」や、学力の定着状況を把握して指導に生かすた

めの「確認問題」の充実を図るとともに、市町教育委員会と連携した各学校の組織的な授業改善の取組や、学習習慣の確立と家庭学習の充実に向けた支援を強化します。

○ きめ細かな指導体制づくり

- ・ 少人数指導推進教員を対象とした研修会の開催や「少人数指導ガイドライン」の活用等により、少人数による授業の実施など、きめ細かな指導の充実を図るとともに、児童生徒の学習状況等に応じた学習形態や指導方法の工夫・改善を図ります。

○ 学習指導要領の趣旨を踏まえた教育内容の充実

- ・ 学習指導要領の円滑な実施に向けて、各学校における「言語活動を重視した教育」、「理数教育」、「外国語教育」等の充実を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の育成に向けた取組を一層推進するために、「学力向上推進の手引き～まなびゲーション～」等の手引きを活用して、各学校の状況に応じた指導体制づくりを推進します。

ウ 多様な体験活動・交流機会の提供

[現状と課題]

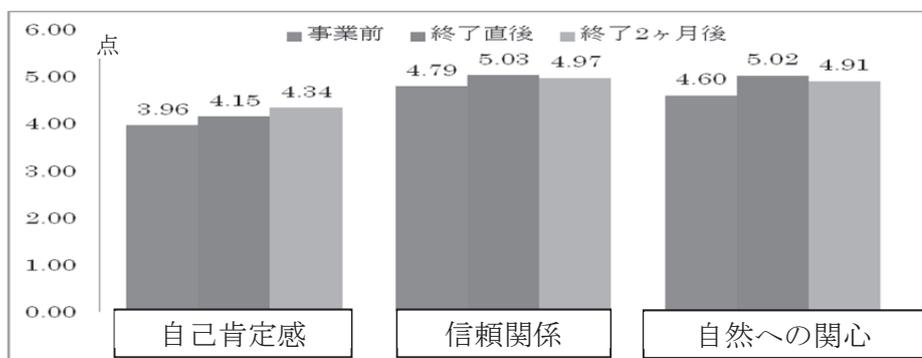
「独立行政法人国立青少年教育振興機構」の調査によると、子どもの頃の自然体験や友だちとの遊び、地域活動等の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識、人間関係能力が高いことが報告されています。

また、自然や多様な人々と関わり合う体験活動は、感性を豊かにし、自己・他者理解や対人関係能力、情意などを高め、子どもたちの豊かな心を育むための大きな役割を担っています。

一方、都市化、少子化、電子メディアの普及といった社会の変化により、青少年の自然体験や交流の機会は減少してきており、こうした機会の提供が必要とされています。

国際化の進展に対応するため、異文化を理解する資質・能力を有した人材の育成も求められています。

□山口県における自然体験活動事業前・終了後の「自己肯定感」等への効果



(山口県教育委員会「平成23年度自然体験活動参加者アンケート」より
：質問項目各6点満点の平均点)

[基本的施策の方向]

○ 自然体験活動等の推進

- ・ 「OBS手法」(※1)を活用した教育的効果の高い自然体験活動や豊かな人間関係を育む「AFPY」(※2)等、本県独自の体験活動を展開するとともに、それらを支える指導者を養成します。
 - ※1 OBS手法…世界的野外教育機関OBS(アウトワード・バウンド・スクール)の、野外活動とカウンセリングを組み合わせた教育手法
 - ※2 AFPY…他者とかかわり合う活動を通じ、個人の成長や豊かな人間関係を築く考え方・行動のあり方を学ぶ体験学習方法
- ・ 小学生を対象とした田植えと稲刈りの体験学習を実施します。

また、将来における森林・林業の担い手育成や、森林の持つ役割、林業の重要性などの理解促進を図ることを目的に、小中学生を対象とした森林体験学習などの体験教育に取り組みます。
- ・ 農山漁村において、農林漁業、自然、ものづくり、食の体験等を行う自然宿泊体験事業や小中学校等の体験交流活動を実施するとともに、その成果の普及を図り、自然の中での体験活動等の推進に努めます。
- ・ 子ども会等の活動を支援するとともに、青少年教育施設や地域等の連携を促進することにより、青少年に対する教育活動の充実を図ります。

○ 国際交流等の推進

- ・ 将来、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図るため、高校生の外国語によるコミュニケーション能力の育成や、外国及び自国の伝統文化に対する理解促進に向け、海外の高校との姉妹校交流を推進します。
- ・ 留学を志す生徒の夢の実現を図り、国際化の核となる人材を育成するため、高校生等の海外留学を支援します。
- ・ 将来を担う青少年の育成・交流を推進するため、主に中学生を対象としたフォーラム等を、九州北部3県と韓国4市道の共同で実施します。
- ・ 文化やスポーツを通じて、相互理解と信頼を深めるとともに、豊かな国際感覚を身につけ、広い見識と視野に立った行動のできる人材の育成を図るため、本県と韓国慶尚南道の高校生の交流を進めます。
- ・ 世界スカウトジャンボリー及び日本ジャンボリーを契機として本県の次代を担う青少年の育成や国際教育の推進につながるよう、ボーイスカウトやガールスカウトなどの青少年教育団体の活動支援等の充実を図ります。

エ 文化・スポーツに親しむ機会の確保

[現状と課題]

豊かな人間性や社会性を育むためには、子どもころから文化や芸術に直接触れる体験を通して、情操を養い、豊かな教養を培うこととともに、運動やスポーツに親しむことで、健全な心と身体を培うことが重要です。

県内の小中学校における、文化庁や県が提供する児童生徒が芸術文化にふれあう体験事業の実施状況を見ると、地域によってその取組に差があります。

また、「平成24年度山口県体力・生活調査」によると、体育の授業以外で毎日30分以上運動・外遊びを行っている児童生徒の割合は減少傾向にありましたが、小学校では3年ぶりに増加に転じ、また中学校では平成23年度と比較して増加し、運動習慣に回復の兆しが見られますが、依然として低い状況にあります。

〔 基本的施策の方向 〕

○ 文化に親しむ機会の確保

- ・ 豊かな感性や創造力を有する児童生徒を育成するため、各地域において、児童生徒が優れた舞台芸術に触れる機会の提供や、美術館の所蔵作品等を活用したワークショップを開催します。
- ・ 本県と韓国慶尚南道の小中学校の文化に関する相互交流を図るため、展覧会交流等を促進します。
- ・ 芸術・文化活動に主体的に取り組む中・高校生を育成するため、中・高校生に文化活動の発表の場を提供します。

○ スポーツに親しむ機会の確保

- ・ 児童生徒の運動や外遊びを行う機会の確保に向け、授業以外で子どもが定期的・継続的に運動を行う場や時間を確保する「1校1取組」の推進や、関係団体等とも連携した体力についての家庭や地域の関心を高める取組を推進し、学校以外での運動機会の確保に努めます。
- ・ 運動やスポーツに対する関心と理解を深め、スポーツ活動への積極的な参加を促進するため、山口県スポーツ推進条例で定める「スポーツ推進月間（10月）」において、市町やスポーツ団体と連携した各種スポーツイベントの開催やスポーツ関係情報の提供等に努めます。
- ・ 県民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて身近にスポーツ活動に参加することのできる場として、地域スポーツ推進の拠点である総合型地域スポーツクラブの計画的な設立や活動に対する支援に取り組むとともに、子どものスポーツ活動の場として重要な役割を担っているスポーツ少年団活動の活性化や指導者の養成・資質の向上等を支援します。

オ 健康の保持・増進

〔 現状と課題 〕

子ども・若者を取り巻く社会環境は、少子化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観が多様化し、状況が大きく変化しています。

また、基本的な生活習慣や健全な食生活等が失われつつあることから、生活習慣病の増加やアレルギー疾患の増加といった健康への影響が懸念されています。

このため、子ども・若者が健全に成長できるよう心と身体の健康に関する

教育の充実と取組の促進を図る必要があります。

具体的には、全身疾患と関係の深い歯と口腔の健康づくり、思春期の特性に配慮した健康支援、若年期の生活習慣病予防等に向けた取組を推進する必要があります。

さらに、薬物乱用防止の啓発や自殺予防対策への取組も推進する必要があります。

また、地域や診療科間の医師の偏在により、本県においても小児科の医師不足は厳しい状況にあり、小児医療体制の確保が課題となっています。

[基本的施策の方向]

○ 心と体の健康に関する教育等の推進

- ・ 小中学校及び高等学校の歯科検診の結果や各校の歯科保健の取組を把握し、口腔衛生に関する課題や取組を共通理解することにより、歯科保健の推進を図ります。
- ・ 20歳代、30歳代の若年層が自らの健康問題を意識し、生活習慣病予防に取り組めるよう、地域と職域等との連携のもと、健康的な生活を送るための情報提供や、生活習慣改善のための行動を促す取組とその取組が継続できる環境づくりを推進します。
- ・ 思春期の子どもたちを対象に、家庭、学校、地域が協力して、健やかな生活習慣の確立や性に関する知識等について普及啓発を行います。
また、学校・医療・保健の関係者を対象に研修会等を開催し、性に関する指導の充実を努めるとともに、指導者のスキルアップや地域での連携を図ります。
- ・ 早い段階から薬物に対する正しい知識を教え、薬物乱用を未然に防止するため、児童・生徒・学生等を対象とした薬物乱用防止教室の開催、地域における啓発活動等の取組を推進します。
- ・ 自殺の予防対策として、うつ病等の精神疾患の「正しい知識の普及」、ゲートキーパーなどの「人材養成」、自死遺族に対する「アフターケアによる予防」、自殺未遂者などの「ハイリスク者への支援」、市町が行う自殺対策の支援などの「地域の関係機関等との連携強化」の取組を推進します。
また、大学・専門学校等への委託により、学生ゲートキーパーの養成を進めます。

○ 小児救急医療の充実

- ・ 小児救急医療体制確保のため、休日・夜間の小児救急医療電話相談、小児科を専門としない医師が小児医療のプライマリケアを行えるようにする研修の実施等の小児初期救急医療対策を推進します。
- ・ 入院治療を必要とする小児救急患者への対応のため、小児救急医療拠点病院等に対する支援により、24時間365日の小児二次救急医療対策を実施します。

(2) 子ども・若者の社会参加、就労等への支援

ア 社会的・職業的自立へ向けた支援

[現状と課題]

若者の社会的自立の遅れが指摘される中、子どもたちから、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲・態度や能力、勤労観、職業観を育むことが必要です。

[基本的施策の方向]

○ キャリア教育の推進

- ・ 子どもたち一人ひとりが夢や目標をもち、社会人として自立できるよう、有識者やPTA、産業界、学校等の関係者をメンバーとした会議を開催し、キャリア教育の取組を社会全体で推進します。
- ・ 学校、保護者、地域及び産業界関係者等による協議・研修の場を設定し、効果的なキャリア教育の在り方を検討するとともに、小・中・高等学校、家庭、地域及び産業界等との連携協力体制の強化を図ります。
- ・ 地元企業等での職場見学、職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実を図ります。

○ 職業体験の促進

- ・ 次代の農業を担う農業後継者の確保・育成に向けて、農林事務所と農業関係高校が連携し、就農希望生徒等を対象とした地域農業の実態や就農に係る研修を行うことにより、職業として農業を選択する意識の向上を図ります。
また、農業・農村に関心のある若者を対象に、農業体験、農家生活体験、農業団体との交流等を行うホームステイ事業への受け入れ等を支援します。
- ・ 水産について学ぶ高校生を対象に行う漁業体験及び実習を支援し、漁業就業を促進します。
また、「山口県水産研究センター」において、生徒・学生の体験学習、インターンシップの受入を行います。
- ・ 「山口県立大学」に設置した「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」を活用し、大学生や専門学校生等が取り組む中山間地域の地域づくり活動を支援します。

イ 若者への就労支援

[現状と課題]

経済情勢の悪化に伴う厳しい雇用情勢や非正規雇用の増加など雇用環境が大きく変化する中、若者の職業的自立を支援していく必要があります。

[基本的施策の方向]

- ・ 山口労働局と連携し「山口県若者就職支援センター」において、相談や適職診断、面接訓練から職業紹介に至るまでのワンストップサービスの提供を推進します。
また、若者等の正規雇用を促進するため、同センターでの社会人基礎力養成研修と職場見学、キャリアカウンセリングに、就職説明会を連動させ、一連の就職支援プログラムとして実施します。
- ・ 企業サポーター等による求人開拓やガイダンス、情報共有化を進め、広域での迅速なマッチングを促進するとともに、地元企業との合同就職説明会の開催などにより、雇用のミスマッチの解消やマッチングの強化を図ります。
- ・ 将来の産業を担う人材を育成するため、地元企業等と連携し、生徒の職業能力の向上を図る実践的な教育を推進するとともに、県内企業の職種等の理解を深め、生徒の希望や能力・適性を踏まえたきめ細かな就職支援の充実を図ります。
- ・ 県外でのUターン就職面接会開催や、県内で開催する企業合同就職説明会への県外学生の参加促進等により、県外進学者のUターン就職の促進を図ります。
- ・ 県内及び県外に進学した大学生等を対象に、県内の地域に密着した企業におけるインターンシップを総合的に推進することにより、県内就職と職場定着の促進を図ります。
- ・ 本県産業を担う人材の育成に向けて、民間教育訓練機関等の機動性を活用した多様な職業訓練を行うことにより、離職者や新卒者の早期就職の支援を図ります。

2 困難を有する子ども・若者及びその家族への支援

(1) 困難な状況ごとの取組

ア ニート、ひきこもりの子ども・若者等への支援

[現状と課題]

若年無業者いわゆるニートの数は、国の推計によると平成14年以降60万人程度で推移しています。

ニート等の若者の職業的自立を支援するためには、社会人、職業人としての基本的な能力等の養成だけでなく、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援を推進する必要があります。

ひきこもりは、全国で約70万人と推計されており(平成22年:内閣府調査)、この調査結果から人口割で推計すると、山口県では、約7,000人となります。

ひきこもりは本人を始め、家族、友人、地域、学校等の本人を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられ、その対応の難しさから本人や家族の苦勞が長期間に及ぶなど、深刻な社会問題となっています。

□ひきこもり相談件数の推移 (年度)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
相談件数(実人員)	121	141	164	152	202	220	214	212

※ 山口県精神保健福祉センター及び各保健所(下関市含む)

(山口県精神保健福祉センター提供)

[基本的施策の方向]

○ ニート等の若者への支援

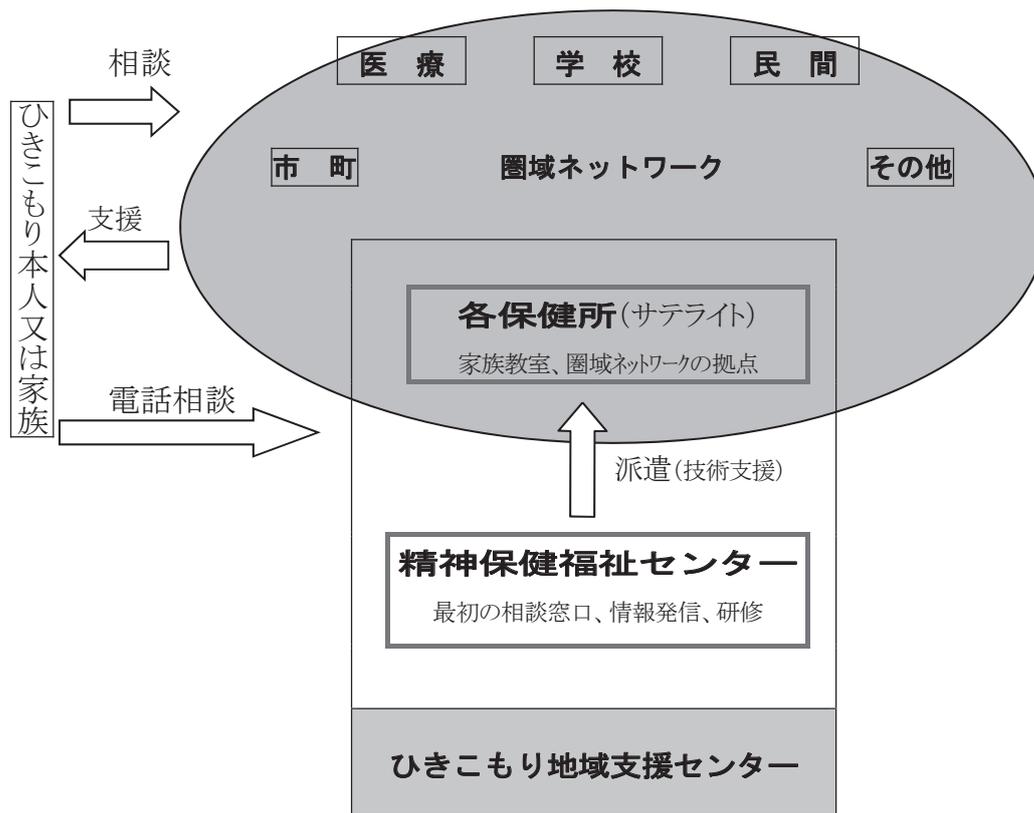
- ・ ニート等の若者に対する地域の支援拠点として設置している「地域若者サポートステーション」において、キャリアカウンセラー等による個別相談、自立支援プログラムの作成等を行うことにより、ニート等の若者の職業的自立を支援します。

また、臨床心理士等による心理カウンセリングを実施し、対人不安や劣等感などの悩みの軽減を図ることにより、若者の働く意欲や自信を培い、若者の職業的自立を促進します。

さらに、人と関わることやコミュニケーション等のトレーニング及びグループワークを実施するとともに、職場見学や職業講話等を、キャリアカウンセリングや心理カウンセリングと連動して実施します。

○ ひきこもりの子ども・若者及びその家族への支援

- ・ 「山口県精神保健福祉センター」に設置した「ひきこもり地域支援センター」を技術的中核機関とし、技術支援や情報発信、専門研修等を行うとともに、各保健所を地域拠点(サテライト)と位置付け、圏域ネットワーク会議の開催による地域の関係機関の連携強化や家族教室の開催等により、ひきこもり本人やその家族に対する総合的な支援を推進します。



イ 暴力行為、いじめ、不登校等学校における諸問題への対応

[現状と課題]

児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校は、近年減少傾向にあるものの、将来の犯罪行為、自殺、引きこもり等を引き起こす背景ともなりうる問題であることから、さらに減少させる必要があります。

また、倫理観や社会性、規範意識等については、小学校低学年から、継続的・系統的に身につけていく必要があります。

[基本的施策の方向]

- 児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止と早期対応のため、学校における生徒指導体制や、市町教委の対応力の強化をはじめ、中学校区単位での小・中連携体制の確立、いわゆる「中1ギャップ」(※)の解消に向けた取組など、初期段階での対応の強化等を図ります。

※中1ギャップ…児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず不登校等につながっていく事態

- 大学教授等をまじえた「いじめ問題等対策協議会」を設置し、いじめ問題等への取組についての総合的な評価・検証を行い、より実践的な対策を検討します。

- ・ 学校だけでは解決困難な問題行動や学校内外で発生した重大な事件・事故等に対応するため、児童生徒や教職員の精神的ケアのための学校支援をはじめ、学校の体制づくりや二次被害の防止等に関する助言・援助等を行うとともに、重大事案が発生した場合には「クライシス・レスポンス・チーム」(※)を派遣し、危機的状況の早期解決に向けた学校全体への支援を図ります。

※クライシス・レスポンス・チーム…児童生徒の多くに心的外傷を生じかねないような事故・事件等が発生した場合に学校に駆けつける「こころのレスキュー隊」

- ・ 不登校児童生徒に対し、休日や放課後等に児童相談所において、集団での生活指導、作業療法、グループワーク等を実施することにより、児童生徒の自主性や社会性の向上を図ります。

ウ 障害等困難を有する子ども・若者等への支援

[現状と課題]

本県における障害者手帳保持者は増加傾向にあり、平成24年度で県人口の約7.0%となっています。

また、「山口県発達障害者支援センター」の相談件数も年々増加しています。

乳幼児の身体障害や知的発達の遅れなどをできるだけ早く発見し、少しでも早い時期に適切な治療、訓練、保育などを行い、障害による困難の改善・克服、保護者の不安解消を図るため、医療、保健、福祉、教育などの関係機関がお互いに連携を図り、保護者と協力しあって早期療育を行うことが重要です。

自閉症等の発達障害のある児童に対しては、地域の医療、福祉、教育等の関係機関による支援のネットワークを構築し、地域における継続的な支援が受けられる体制づくりが必要です。

また、子育てをしながら生計を担っていかなければならないひとり親が増加しており、こうしたひとり親の子どもの養育や就労等に関する悩みを解消していくことが必要です。

[基本的施策の方向]

○ 障害のある子ども・若者への地域ネットワークによる支援

- ・ 初期相談から就学まで一貫した支援を行うため、総合療育システムに基づき、保育所、幼稚園、学校等との連携を一層強化し、早期療育を推進するとともに、多様な障害への対応に向けた、関係機関との連携を一層強化します。

また、身近な地域で、家族からの療育相談に応じ指導・支援を行う事業所を、地域バランスに配慮しながら計画的に整備するなど、障害のある乳幼児を持つ家族への支援の充実を図ります。

- ・ 地域における継続した支援体制の構築に向けて、「山口県発達障害者支援

センター」を中心に、関係機関の支援ネットワークの強化や相談機能の充実を図るとともに、「山口障害者職業センター」等との連携により、きめ細かな就労支援を行います。

○ 障害のある子ども・若者への学校及び学校・地域の連携による支援

- ・ 各学校の校内支援体制の整備・充実を図り、教職員が発達障害等に早期に気付き、適切な支援を行い、その支援を校種間で円滑に引継ぐなど、就学から卒業までの継続的かつ一貫性のある支援の仕組みを構築します。
- ・ 「特別支援教育センター」や「ふれあい教育センター」等の、地域における相談支援機能の更なる充実・強化を図るとともに、障害のある幼児児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生活していけるよう、保護者や地域住民の特別支援教育への理解啓発を一層促進します。

○ ひとり親家庭への支援

- ・ 「山口県母子家庭等就業・自立支援センター」において、就業に関する相談や情報提供等、ひとり親家庭の自立支援策を総合的に推進します。
- ・ ひとり親家庭の生活の安定と子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します。
また、母子家庭の経済的自立を図るため、修学資金などの各種貸付を行います。
- ・ 児童の養育等に不安を抱える家庭を支援するため、児童のしつけ・育児や健康づくりなどに関する生活支援講習会を開催します。
また、母子家庭等が、技能習得、就職活動、病気、看護、学校行事等の事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣して、家事、介護、保育サービスの提供などの支援を実施します。
- ・ ひとり親家庭が安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担分を助成することにより、ひとり親家庭の医療面での安心・安全を図ります。

エ 相談・支援体制の充実

[現状と課題]

いじめや不登校、ひきこもり、ニート、児童虐待、思春期の悩み、少年非行等、子ども・若者自身やその保護者の不安や悩みは複雑・多様化しており、教育、福祉、保健、医療、雇用、警察などの相談・支援機関が相互に連携し、きめ細かな相談・支援を行うことが必要です。

相談電話・機関の名称	主な相談内容	相談受付件数		
		22年度	23年度	24年度
いじめ 110 番	いじめ	197	220	241
ふれあい総合テレホン	子どもの教育、養育	1,150	1,057	1,105
児童相談所 (県内5ヶ所)	児童虐待ほか児童に関する あらゆる問題	3,793	3,838	4,326
思春期ほっとダイヤル	思春期の健康、性	182	176	232
心の健康相談	心の健康全般	1,583	2,076	2,273
ヤングテレホン・やまぐち	非行、いじめ、虐待・犯罪被害	262	233	214
合 計		7,167	7,600	8,391

(山口県こども未来課集計)

[基本的施策の方向]

- ・ いじめの早期発見・早期対応のために、「いじめ 110 番」による 24 時間相談体制を維持・継続するとともに、市町教委や各学校とも連携し、相談窓口を掲載した「いじめ相談カード」を配布するなど、相談窓口の周知を図ります。
- ・ 今後ますます増加が予想される児童生徒の問題行動等の困難事例の解決をめざして、電話相談員等専門スタッフや、学校サポートチームによる学校支援機能の充実・強化を図ります。
- ・ 「山口県精神保健福祉センター」に設置した「ひきこもり地域支援センター」を中心とし、各保健所を地域拠点(サテライト)と位置付け、ひきこもり本人や家族等の身近な場所で相談・支援を行います。
- ・ 「地域若者サポートステーション」において、キャリアカウンセラーをはじめとした専門家が、若者の就業や働くための心の悩みについての総合的な相談を実施します。メンタル面のサポートが必要な若者に対しては、臨床心理士等によるカウンセリングを行います。
- ・ 「山口県発達障害者支援センター」において、発達障害のある子どもやその家族をはじめ、教育・福祉関係機関等の相談に応じ、適切な助言や必要な情報提供を行います。
- ・ 「特別支援教育センター」や「ふれあい教育センター」等における、障害のある児童生徒の相談支援機能の更なる充実・強化を図ります。

- ・ 県下5か所の児童相談所において、児童に関するあらゆる問題について、広く一般からの相談に応じます。
- ・ 心身にわたる悩みを、気軽に相談することができるよう「山口県立総合医療センター」内に「思春期ほっとダイヤル」を設置し、専任の相談員による電話、メールでの相談や、必要に応じ、医師や助産師、心理士等による個別相談に応じます。
- ・ 県内3か所に設置している「少年サポートセンター」において、非行・いじめ・虐待・犯罪被害などに関する相談に応じます。
- ・ 「山口県子ども・若者支援地域協議会(仮称)」(※)を設置し、ひきこもり、ニート、不登校等の子ども・若者に対する支援機関の連携強化を図るとともに、こうした困難を有する子ども・若者の問題に対応していく「市町子ども・若者支援地域協議会(※)」等のネットワークの形成に向けた支援を行います。

※子ども・若者支援地域協議会…ニート、ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の深刻な問題に対応するため、医療、保健、福祉、教育等の様々な機関がネットワークを形成し、対象となる子ども・若者への切れ目のない総合的な支援のあり方等を検討するための、複数の支援機関が連携支援する組織

(2) 子ども・若者の被害防止・保護、非行防止等

ア 児童虐待等の防止

[現状と課題]

児童相談所の児童虐待相談対応件数は、山口県で平成20年度以降、概ね250~280件の範囲で推移しているものの、平成24年度では10年前と比較して約2.0倍、全国では約2.8倍となっています。

児童虐待の防止のためには、発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた児童に対する保護・自立支援までの切れ目のない施策の展開を図ることが重要です。

また、「男女間における暴力に関する調査」(平成21年度実施、山口県)によると、10歳代、20歳代において、交際相手から暴力等の被害経験があるとの回答が12.5%あり、暴力を許さない意識を醸成するための教育及び啓発が必要です。

[基本的施策の方向]

○ 児童虐待対策

発生予防

- ・ 児童虐待が発生するおそれのある家庭に対して、在宅保健師等を中心とした「ハイリスク家庭見守りチーム」を派遣し、具体的な育児相談に応じながら、育児不安の解消を図るとともに、児童虐待防止の普及啓発活動の一環として「オレンジリボンキャンペーン」の活動に取り組みます。

また、児童相談所における各種相談や「山口県要保護児童対策地域協議会」(※)の開催など、発生予防の取組を推進します。

※山口県要保護児童対策地域協議会…保護者に監護させることが不適当な児童等の適切な保護、または保護者の養育を支援することが特に必要な児童等への適切な支援を図るため、関係機関により構成される組織

早期発見・早期対応

- ・ 児童相談所と市町等との連携強化や専門性向上のための研修、24時間36日相談体制の確保、児童相談所における安全確認職員の配置等により、早期発見・早期対応の取組を推進します。

保護・自立支援

- ・ 虐待等を受けた児童を一般の家庭で預かり、温かい雰囲気の中で家族とともに生活する里親委託の推進に向け、新たな里親の開拓や研修会の実施、里親の相談支援の強化等を行います。

また、児童の自立を支援するため、児童が就職する場合又は住居を賃借する場合の身元保証人の確保や法人等による未成年後見人制度の利用促進を図ります。

○ 配偶者暴力（DV）対策

- ・ 配偶者暴力（DV）被害者の子どもが暴力を目撃することで心理的に悪影響を受けることもあることから、市町や児童相談所、婦人相談所等の関係機関が連携し、被害者の同伴児に対する支援に取り組みます。
- ・ 県（男女共同参画相談センター、警察）、市町、関係機関・団体等の連携のもと、相談窓口の周知を図るとともに、交際相手等からの暴力の根絶に向けて、学校や地域等と連携した予防啓発、相談・保護・自立支援等の被害者への援助に取り組みます。

イ 非行防止・立ち直り等支援、犯罪被害防止

[現状と課題]

県内の少年非行情勢は、刑法犯で検挙・補導した少年が平成19年以降6年連続で減少しているものの、小学生による非行が増加したほか、中・高校生による非行が全体の約7割を占めるなど、予断を許さない状況にあります。

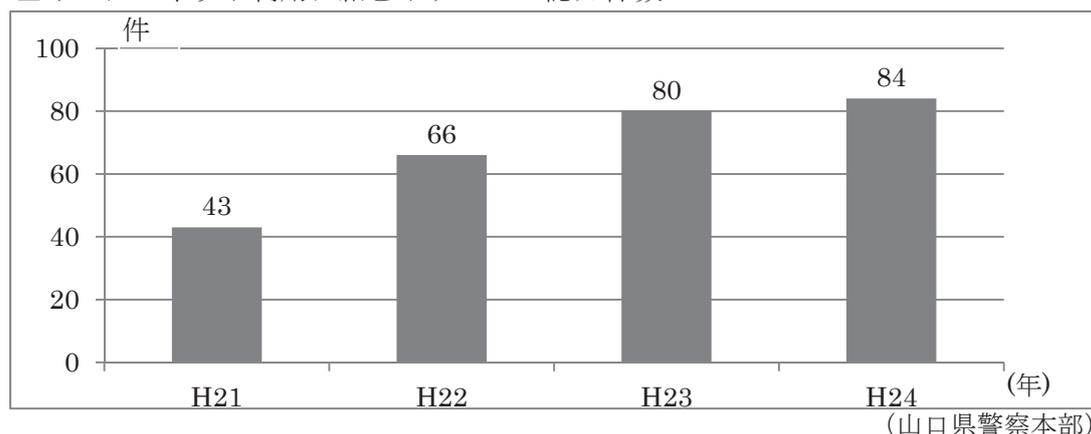
また、刑法犯で検挙・補導した少年の4人に1人が再非行という実態があ

ります。

出会い系サイト等を利用した児童買春・児童ポルノ等の少年の福祉を害する犯罪被害が後を絶たず、インターネット利用に絡むトラブルも増加しています。

次代を担う青少年の健全育成を図るためには、こうした問題に社会全体で取り組む必要があります。

□インターネット利用に絡むトラブルの認知件数



【 基本的施策の方向 】

○ 非行防止対策及び立ち直り支援

- ・ 少年の非行及び被害防止を図るため、専門的知識・技能を有する警察職員(警察官、少年警察補導員、少年相談専門員)を配置する「少年サポートセンター」を中心とした街頭補導による不良行為少年等の発見・保護、「ヤングテレホン・やまぐち」等による少年相談、不良行為少年等に対する指導及び被害少年等に対する支援活動等を行います。
- ・ 問題を抱えた個々の少年に対し、連絡・訪問活動、相談活動、就学・就労支援、体験活動等への参加機会の確保等により手を差し伸べ、地域社会との絆の強化を図る中で立ち直り支援を行うことにより、再非行の防止を図っていきます。
- ・ 毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、市町、山口県青少年育成県民会議、青少年育成市町民会議等の関係団体と連携し、非行防止などに関する啓発事業等を実施します。

○ インターネット問題対策

- ・ 少年による違法・有害情報の閲覧防止及び少年の福祉を害する犯罪被害防止に向け、児童ポルノ排除のための総合的な対策や携帯電話によるサイト利用の危険性の周知徹底、フィルタリングの100%普及を目指した取組など、実効性のある取組を推進していきます。

3 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

(1) 家庭、地域の教育力の向上

ア 家庭の教育力の向上

[現状と課題]

家庭は、全ての教育の出発点であり、親子の愛情やふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会性等を身につける上で、重要な役割を担っています。

しかし、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、子どもにどのように関わっていけばよいかわからず悩み、孤立感を募らせ、不安を抱えている保護者が増えている状況にあります。

こうしたことから、家庭教育への補完的支援が必要であり、家庭の自主性を尊重しながら、家庭の教育力を高める取組を推進する必要があります。

[基本的施策の方向]

- ・ 保護者が自覚と自信をもって教育に当たり、家庭が教育の場としての役割を果たすことができるよう、意識啓発や情報提供、保護者への学習機会の提供、相談・支援体制の整備等、一人ひとりの保護者に届く総合的な取組を推進します。
- ・ 家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日」運動の推進・普及啓発に向けたポスターカレンダーの作成・配布、「家庭の日」協力事業所の登録、講演会やフォトコンテストの開催などの青少年育成県民運動を推進する「山口県青少年育成県民会議」の取組を支援します。
- ・ ホームページや保護者向けリーフレット等で、「家庭の日」を紹介するなど、「家庭の日」運動の普及啓発を図ります。
- ・ 家庭での男女の固定的性別役割分担意識を見直し、男女共同で家事・育児等を担っていくため、「男女共同参画推進月間（10月）」を中心に、県民参加型イベントや多様な媒体の活用による広報活動などを通じた普及啓発に取り組みます。
- ・ 仕事と生活の調和の実現に向けて、仕事と子育ての両立支援を目指し、目標を定めて計画的に取組を進めている企業等を支援するための出前講座の実施、労働者や事業者向けの普及啓発資料の作成・配布等に取り組みます。

イ 地域の教育力の向上

[現状と課題]

少子化・核家族化の進行や価値観の多様化を背景に、地域における人間関係の希薄化が進み、「地域の子どもは地域で育てる」といった、いわゆる「地域の教育力」の低下が指摘されています。

地域は、子どもたちが、子ども同士はもちろんのこと、世代の異なる人た

ちとも自由に交流し、活動できる場であると同時に、多様な人間関係を体験する場でもあります。近年ではそうした機会が少なくなってきました。

子どもたちの社会性や規範意識などを育む機能の向上に向け、地域が家庭、学校と連携して、青少年の育成に取り組む必要があります。

〔 基本的施策の方向 〕

- ・ 地域ぐるみで子どもを育む仕組み(地域協育ネット)づくりを進め、地域ボランティアによる学習支援、登下校時の安全指導など、地域住民参画による教育支援活動の推進に努めます。また、地域住民の参画を得て、子どもたちがスポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学習等を行う放課後子ども教室の運営充実に向けて支援するとともに、放課後児童クラブとの連携を推進します。
- ・ 昼間保護者のいない児童に遊びや生活の場を提供するため、市町における地域のニーズに応じた放課後児童クラブの整備・運営を支援することにより、地域における子育て支援の環境づくりを推進します。
- ・ また、「山口県青少年育成県民会議」を中心として、各市町民会議や青少年育成団体等の地域における青少年育成県民運動の推進を図ります。
- ・ 子育て環境日本一の県づくりを推進するため、子育て県民運動の一層の加速化を図るとともに、協賛事業所による子育て家庭への料金割引などの優待制度や子育て支援イベントの開催など、社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進めます。
- ・ 男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てることができる雇用環境の整備に向けて、「やまぐち子育て応援企業宣言」届出制度の促進や仕事と子育ての両立を図る「一般事業主行動計画」の策定支援等に取り組みます。

(2) 社会環境の整備

ア 有害環境の浄化

〔 現状と課題 〕

情報化社会の進展等に伴い、心身が未発達な青少年に悪影響を与える有害な情報が、雑誌やDVD、インターネット上などに数多く流通しているほか、出会い系サイト等に起因する犯罪被害、学校裏サイトなどによるいじめなどが問題となっています。

このため、青少年の健全育成を阻害することがないように、山口県青少年健全育成条例に基づく有害図書区分陳列の継続的指導や、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づく、携帯電話等の利用対策による有害環境の浄化への取組が必要とされています。

□ こども環境クリーンアップ活動調査結果

調査種別及び調査年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
図書類取扱店	54.8	29.2	25.1	23.5	14.0	9.6
	489	353	355	272	301	229
深夜営業施設	4.7	6.3	3.1	20.0	7.1	3.2
	43	48	32	25	42	31

※上段：初回調査時における違反店舗（％）

※下段：初回調査店舗数（件）

（山口県こども未来課集計）

[基本的施策の方向]

○ **有害環境対策**

- ・ 有害図書類の区分陳列等の徹底を図るため、市町や地域団体等と連携し、県下一斉のこども環境クリーンアップ活動を実施し、青少年健全育成の環境づくりを推進します。

○ **携帯電話等の利用対策**

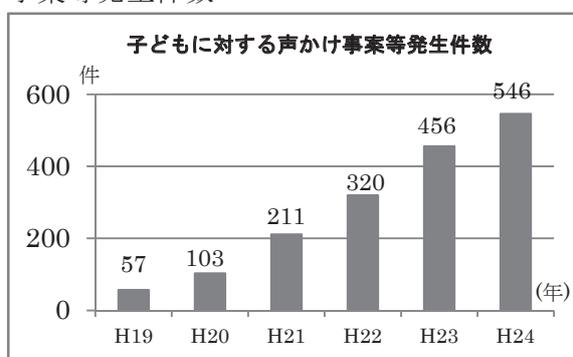
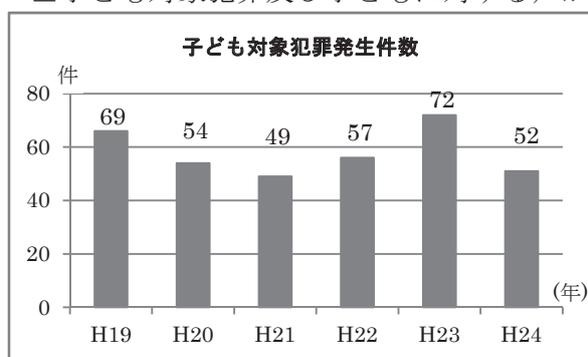
- ・ 家庭における携帯電話等の利用のルールづくりをはじめとした、携帯電話等の利用を保護者等が見守り、適切に管理するいわゆるペアレンタルコントロールの重要性、必要性についての普及啓発を促進するなど、携帯電話等を安心・安全に利用するための環境整備に取り組みます。
- ・ 子どもたちが「ネット上のいじめ」等に巻き込まれることを防止するために、教育委員会や警察が関係機関と連携して、不適切な書き込み等がされていないか監視を行う「ネットパトロール」に取り組みます。

イ 地域の安心・安全の推進

[現状と課題]

子どもに対する声かけ、つきまとい等の事案発生件数が年々増加、顕在化傾向を示しており、また、東日本大震災を教訓に大規模災害に備える必要があるなど、子どもたちを犯罪や自然災害等から守り、安全を確保する対策や取組等の充実が重要となっています。

□ 子ども対象犯罪及び子どもに対する声かけ事案等発生件数



（山口県警察本部）

〔 基本的施策の方向 〕

○ 地域の安心・安全の体制づくり

- ・ 子どもたちの安全確保に向けて、スクールガードや保護者等による見守り活動の充実、通学路や校内の安全点検、学校とスクールガード等が連携した通学路安全マップの作成など、学校・家庭・地域が緊密に連携し、学校安全体制の充実を図ります。
- ・ 子どもが被害に遭った事件や子どもが被害に遭うおそれがある事件等の警察で扱う情報を、教育機関や児童福祉施設等に連絡する緊急通報システムを活用して通報し、緊急通報を受けた学校等における警戒や登下校時の見守り活動の強化により、子どもの安全確保を図ります。
- ・ 子どもを犯罪から守るため、県警Webページへの声かけ事案等の最新情報の掲載や学校等と連携した性犯罪被害防止教室等における防犯ブザーの携帯と有効活用の指導等により、児童生徒等の防犯意識の醸成や向上を図ります。
- ・ 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に向けて、防犯ボランティアの育成などの県民の自主防犯力の強化、公園等の地域の安全点検活動、防犯教育の推進など、地域をあげた防犯活動に取り組みます。
また、防犯ボランティアの次世代の担い手として、大学生ボランティア団体等の設立を促進します。
- ・ 障害者や子ども連れの方などが安心して外出できるよう配慮された施設等、誰もが使いやすい施設や設備、サービスなどをデザインするユニバーサルデザインの考え方について、一層の普及啓発を図ります。

○ 学校の防災対策、交通安全等への対応

- ・ 学校・保護者・地域・関係機関等の連携による組織的な学校安全対策を推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定や「通学路の安全対策ガイドライン」の作成、市町への通学路安全対策アドバイザーの派遣等に取り組みます。
- ・ 学校の防災管理体制を強化するために防災アドバイザーを派遣し、若年教職員の意識啓発や防災訓練への指導助言を行うとともに、児童生徒の防災対応能力の向上を図るために、防災教育テキストの活用促進や避難所生活体験活動の実施等に取り組みます。
- ・ 子どもを対象とした交通安全教室の開催をはじめ、各学校において自転車の安全指導に当たる教職員を対象とした講習会、自転車教室の開催など、子どもの交通事故防止対策を推進します。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 関係機関との連携

子ども・若者の成長と社会的自立等に向けて、市町、家庭、学校、そして山口県青少年育成県民会議、青少年育成市町民会議をはじめとする地域ボランティア、青少年活動団体、NPO、企業等との連携を図りながら、計画の着実な推進を図ります。

(2) 庁内の推進体制

子ども・若者の成長と社会的自立等に向けた支援については、様々な分野の施策が含まれていることから、庁内の関係部局と連携をしながら計画の進捗状況の把握に努め、施策を着実に推進します。

2 計画の点検・評価

- ・ 目標等により、計画の進捗状況の定期的な点検・評価を行います。
- ・ 山口県青少年問題協議会に対して、進捗状況報告等を行い、その提言・意見を踏まえ、適切な対応を図ります。

3 目標一覧

1 子ども・若者の健全な成長への支援

(1) 子ども・若者の自己形成等への支援

項 目	現 状	目 標 (H29)																														
1000人当たりの暴力行為の発生件数(公立小・中・高校)	4.2件(H23)	減少させる																														
1000人当たりの不登校児童生徒数(公立小・中・高校)	小中9.7人、高校5.1人(H23)	減少させる																														
「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思っている児童生徒の割合(公立小・中学校)	小81.1%、中77.4%(H25)	増加させる																														
いじめの解消率(公立小・中・高校、特別支援学校)	88.4%(H23)	向上させる																														
体育の授業以外に運動や外遊びをほとんど毎日(週3日以上)行っている児童生徒の割合(公立小・中学校)	小5男64.1%、小5女38.7% 中2男89.9%、中2女65.1% (H24)	小5男69%、小5女45% 中2男92%、中2女67%																														
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点(体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点)の県平均点(公立小・中学校)	小5男53.6点、小5女54.4点 中2男41.5点、中2女48.5点 (H24)	小5男54.6点、小5女55.4点 中2男42.5点、中2女49.5点																														
朝食を毎日摂っている児童生徒の割合(公立小・中学校)	小90.1%、中87.8%(H24)	増加させる																														
読書が好きと感じている児童生徒の割合(公立小・中学校)	小72.3%、中73.2%(H25)	増加させる																														
全国学力・学習状況調査平均正答率(公立小・中学校)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>小6</td> <td>山口県</td> <td>全国</td> </tr> <tr> <td>国語A</td> <td>64.3%</td> <td>62.7%</td> </tr> <tr> <td>国語B</td> <td>50.2%</td> <td>49.4%</td> </tr> <tr> <td>算数A</td> <td>77.9%</td> <td>77.2%</td> </tr> <tr> <td>算数B</td> <td>59.9%</td> <td>58.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>中3</td> <td>山口県</td> <td>全国</td> </tr> <tr> <td>国語A</td> <td>77.3%</td> <td>76.4%</td> </tr> <tr> <td>国語B</td> <td>68.3%</td> <td>67.4%</td> </tr> <tr> <td>数学A</td> <td>65.5%</td> <td>63.7%</td> </tr> <tr> <td>数学B</td> <td>44.2%</td> <td>41.5%</td> </tr> </tbody> </table> (H25)	小6	山口県	全国	国語A	64.3%	62.7%	国語B	50.2%	49.4%	算数A	77.9%	77.2%	算数B	59.9%	58.4%	中3	山口県	全国	国語A	77.3%	76.4%	国語B	68.3%	67.4%	数学A	65.5%	63.7%	数学B	44.2%	41.5%	小・中学校の全区分で全国平均を上回る
小6	山口県	全国																														
国語A	64.3%	62.7%																														
国語B	50.2%	49.4%																														
算数A	77.9%	77.2%																														
算数B	59.9%	58.4%																														
中3	山口県	全国																														
国語A	77.3%	76.4%																														
国語B	68.3%	67.4%																														
数学A	65.5%	63.7%																														
数学B	44.2%	41.5%																														
国及び県の主催事業である学校芸術文化ふれあい事業(※)を活用して文化芸術の鑑賞を行った児童生徒の割合(公立小・中学校)	34.7%(H24)	現状値の維持・向上																														
二次三次救急医療機関において特別な医療処置を必要としない時間外小児救急患者割合	40.0%(H23)	35.0%																														
自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)	24.0人(H23)	20.9人以下(H28)																														

※学校芸術文化ふれあい事業：小・中学校において、舞台芸術等にふれあう、文化庁主催の「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」など国が行う事業と県主催の「山口県学校芸術文化ふれあい事業」の総称

(2) 子ども・若者の社会参加、就労等への支援

項 目	現 状	目 標 (H29)
高校生の就職決定率	97.7%(H24)	向上させる
大学生等の就職内定率(大学、短期大学、高等専門学校、専修学校)	92.3%(H24)	増加させる
中学校・高校卒業者のうち進路決定者の割合(公立中・高校)	中98.9%、高97.8%(H24)	増加させる

2 困難を有する子ども・若者及びその家族への支援

(1) 困難な状況ごとの取組

項 目	現 状	目 標 (H29)
(再掲) 1000人当たりの暴力行為の発生件数(公立小・中・高校)	4.2件(H23)	減少させる
(再掲) 1000人当たりの不登校児童生徒数(公立小・中・高校)	小中9.7人、高校5.1人(H23)	減少させる
(再掲) 「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思っている児童生徒の割合(公立小・中学校)	小81.1%、中77.4%(H25)	増加させる
(再掲) いじめの解消率(公立小・中・高校、特別支援学校)	88.4%(H23)	向上させる
特別支援教育フォーラムの開催地域数	1支援地域(H24)	7支援地域(全支援地域)
発達障害等のある幼児児童生徒が在籍している公立学校の個別の指導計画の作成率(幼・小・中・高)	96.0%(H24)	100%(H28)

(2) 子ども・若者の被害防止・保護、非行防止等

項 目	現 状	目 標 (H29)
フィルタリング普及率	中65.7%、高45.9%(H23)	100%
県男女共同参画相談センターの周知度	26.8%(H21)	50%(H26)

3 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

(1) 家庭、地域の教育力の向上

項 目	現 状	目 標 (H29)
「家庭の日」協力事業所の登録数	924事業所(H24)	増加させる
家庭教育出前講座の受講者数(累計)	3,927人(H24)	8,300人
固定的性別役割分担意識の改革 [「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する男性の割合]	53.6%(H21)	減少させる(H26)
県民運動サポート会員登録数	266団体(H23)	300団体(H26)
『地域協育ネット』コーディネーター養成講座受講者数(累計)	250人(H24)	875人

(2) 社会環境の整備

項 目	現 状	目 標 (H29)
(再掲) フィルタリング普及率	中65.7%、高45.9%(H23)	100%
公共的施設への適合証交付件数(累計)	474件(H23)	640件(H26)
警察官等による性犯罪等被害防止講習会の実施回数	31回(H24)	増加させる
全交通事故による死傷者に占める青少年の割合	平均3.37%(H20~24)	3.0%以下(H27)

やまぐち子ども・若者プラン

平成 25 年（2013 年）11 月

発行：山口県 健康福祉部 こども未来課
〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号
電話 (083)933-2634
FAX (083)933-2759
E-mail a13300@pref.yamaguchi.lg.jp